

委託業務特記仕様書（令和3年5月1日以降適用）

（共通仕様書の適用）

- 第1条** 本業務は、「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に基づき実施しなければならない。なお、これらに定めのないもので、港湾設計・測量・調査等業務にあつては「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書（国土交通省港湾局）」に基づき実施しなければならない。
- 2 ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針等は改定された最新のものとする。なお、業務途中で改定された場合はこの限りでない。

（共通仕様書の変更・追加事項）

- 第2条** 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に対する【変更】及び【追加】仕様事項は、次のホームページに掲載の「委託業務共通仕様書（変更・追加事項）」のとおりとする。なお、入札公告日又は指名通知日における最新のものを適用するものとする。

（徳島県HP）：「委託業務共通仕様書について」

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/2009033100099>

（共通仕様書の読み替え）

- 第3条** 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」において、「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木事業設計業務編】」とあるのは「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木設計等業務編】」と、読み替えるものとする。

（成績評定の選択制（試行））

- 第4条** 当初業務委託料（税込み）が100万円を超え500万円未満の土木工事に係る測量、設計、試験及び調査の委託業務（建物調査、不動産鑑定、除草、現場施工管理等の委託業務は除く）は、別に定める「委託業務（土木）における成績評定の選択制の取扱い（試行）」を適用する。
- 2 前項の対象業務の受注者は、契約時、評定の実施の意向について、「委託業務（土木）成績評定に関する意向確認書」を発注者契約担当に提出しなければならない。
- 3 履行途中の評定の意向変更は原則認めないこととする。ただし、成績評定を希望した場合において、完了時、変更契約により業務委託料（税込み）が100万円以下となった場合は、評定は行わないものとする。

委託業務（土木）における成績評定の選択制の取扱い（試行）

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/2005100400079/>

（ウィークリースタンス）

- 第5条** 本業務は、ウィークリースタンス（受発注者で1週間のルール（スタンス）を目標として定め、計画的に業務を履行する）の対象業務であり、次の各号に取り組まなければならない。
- （1）ウェンズデー・ホーム（水曜日は定時の帰宅を心がける。）
- （2）マンデー・ノーピリオド（月曜日（連休明け）を依頼の期限日としない。）
- （3）フライデー・ノーリクエスト（金曜日（連休前）に依頼をしない。）
- 2 前項第1号は必ず実施するものとし、第2号及び第3号についてはどちらか一方は必ず実施しなければならない。なお、前項第1号から第3号に加えて別の取組を行うことを妨げない。
- 3 ウィークリースタンスとして取り組む内容は、初回打合せ時に受発注者の協議によって決定する。決定した内容は打合せ記録簿に整理し、受発注者間で共有する。

- 4 受発注者は、中間打合せ等を利用して取り組みのフォローアップ等を行わなければならない。
- 5 ウィークリースタンスの取組は、業務の進捗に差し支えない範囲で実施する。

(Web会議)

第6条 本業務は、Web会議の対象業務であり、対面による打合せをWeb会議とすることができる。

- 2 Web会議は、業務着手時の打合せにおいて受発注者の協議により実施を決定するものとする。決定した内容は受注者が打合せ記録簿に記録し、相互に確認するものとする。
- 3 Web会議の内容については、受注者が打合せ記録簿に記録し、相互に確認するものとする。なお、打合せ記録簿にはWeb会議の実施状況写真を添付するものとする。

(本業務の特記仕様事項)

第7条 本業務における特記仕様事項は、次頁のとおりとする。

R3 阿土 富岡港海岸 阿南・辰己 海岸保全施設長寿命化計画修正業務 特記仕様書

第1章 業務目的

本業務は、富岡港海岸の海岸保全施設の施設更新に伴い、「海岸保全施設維持管理マニュアル（令和2年6月）」（以下、マニュアル）を参考に海岸保全施設の長寿命化計画の修正を行うものである。

第2章 業務計画

1) 計画準備

本業務の目的・主旨を十分理解したうえで、業務実施にあたっての技術的指針及び作業スケジュールを検討し、業務計画書を作成する。

2) 資料収集整理

前回の計画策定時から実施した工事・調査・設計関連資料を収集整理し、今回修正する長寿命化計画に反映する。

第3章 点検業務

1) 一次点検（陸上目視）

一次点検は、全ての「スパン」について陸上目視による点検を行い、変状現象（劣化・損傷・移動・天端の沈下等）の有無を確認し、変状現象の程度（変状ランク）を評価する。一次点検の結果は、マニュアルの付録-3「全体図記入シート」及び「点検結果記入シート」を参考に記録して整理する。

なお、一次点検により変状が確認されたスパンにおいて、二次点検が必要であると判断された場合は、二次点検を実施するものとする。

2) 二次点検

一次点検により変状が確認されたスパンにおいて、二次点検が必要であると判断された場合は、二次点検を実施するものとする。

①簡易計測

簡易な計測機器等を用いた計測を実施し、マニュアルの付録-3「点検結果記入シート」及び「変状写真シート」を参考に記録して整理する。

第4章 評価業務

1) 健全度評価の実施

変状ランクは、土木構造物を対象に、スパン・構造物毎に対象施設の劣化や被災による変状が部位・部材の性能に及ぼす影響について、a, b, c, dランクで評価する。健全度評価は、土木構造物を対象に一定区間毎に、変状及び変状ランクを踏まえ、対象施設の防護機能について、A, B, C, Dランクで総合的に評価する。（マニュアル、表-5.1～5.27）

第5章 長寿命化計画修正業務

1) 長寿命化計画の修正

マニュアルの改訂に伴う変更点を踏まえ、点検に関する計画、修繕等に関する計画及び既存の長寿命化計画の見直しを行う。（マニュアル、図-7.1を参照）

なお、点検に関する計画及び修繕等に関する計画について、工事履歴を反映させること。

第6章 報告書作成

前述までの作業方法、過程、結論について記した報告書を作成する。提出する成果は次のとおりとする。

①紙媒体1部

②電子データ2部（正・副2枚）

第7章 打合せ協議

打合せ協議は原則として、次の時点で実施する。

①業務着手時

②中間打合せ時（1回）

③成果品納品時